

3. 差別の定義

各委員の意見	関係資料
<p>おたにいん 【大谷委員】((1)再掲)</p> <p>けんりじょうやく かくにん じゅうらいこくないほう めいぎ がいねん ていぎ こんごかくかんれんほうれい かいせい そうそく きてい 2、権利条約に確認された従来国内法には明記されていない概念を定義し、今後各関連法令の改正の総則を規定すること。 ぐたいてき さいていげんい か ふかけつ おも 具体的には最低限以下のことが不可欠になると思われる。 しょう ていぎ しゃかい (1) 障がいの定義を社会モデルとすること。 しょう ていぎ たん がいねん もんだい ひろ こくみん しょう しゃかい かんけい ほっしょう けいげん 障がいの定義は、単なる概念の問題ではなく、広く国民に障がいとは社会の関係で「発症」もしくは「軽減」するも はいたてき しゃかい しょう こんなん ともない ぎやく しょう ひと ひと とも い しゃかい のであり、排他的な社会にあっては障がいはより困難を伴い、逆に障がいのある人もない人も共に生きる社会にあって しょう けいげん いしき けいもう いしき きてい は、障がいは軽減あるいは意識されることもないものとして啓蒙することを意識して規定すること。</p> <p>(2) インクルージョン せいふかりやくぶん しゃかい う い きほんりねん かくにん けんり インクルージョンは、政府仮訳文では、「社会に受け入れらるること」とされているが、これを基本理念として確認すること。権利 じょうやく じょう けんりじょうやくぜんたい つらぬ いっぽんげんそく そんげん ひさべつ どうれつ いちづ 条約3条は、インクルージョンを権利条約全体を貫く一般原則とし、尊厳、非差別と同列に位置付けている。 やく ていぎ いま かくてい じょうやく りねん のつと てきせつ きてい インクルージョンの訳および定義については未だ確定したものはないが、これについても条約の理念に則り適切に規定する ひつよう 必要がある。 ごうりてきはいりよ (3) 合理的配慮 けんりじょうやく しょう ひと じんけんおよ じゅう かくほ しゃかい ごうりてきはいりよぎむ か ほしょう 権利条約は障がいのある人の人権及び自由を確保するために社会に合理的配慮義務を課し、これが保障されていないこと さべつ めいげん きほんほう も こ ていぎ めいかく ひつよう は差別であると明言した。これについても基本法に盛り込み定義を明確にする必要がある。</p> <p>いじょう しょう しゃかい かんけい しょう しょう ひと しゃかい う い 以上、障がいとは社会との関係によって生じるものであり、また障がいのある人を社会が受け入れなければならないが、そのた しゃかい しょう ひと ごうりてきはいりよ さんみいつたい こくみん りかい めには社会が障がいのある人のために合理的配慮をしなければならないこと、これを三位一体として国民が理解しうるように、 きほんほう も こ ひつよう 基本法に盛り込む必要がある。</p> <p>かくけんり ないよう じゅうらいこくないほう めいかく あき 5、各権利の内容について、従来国内法において明確になっていないことを明らかにすること さべつ きんし (1) 差別の禁止 きほんほう じょう こう さべつ きんし さべつ ていぎ さいばんきはんせい ゆう べつじょう もう 基本法3条3項は差別の禁止をうたっているが、差別の定義もなく、裁判規範性も有していない。よって、別条を設けて、 ごうりてきはいりよ けつじょ ふく さべつ ていぎ めいかく ひつよう さいばんきはんせい ゆう さべつきんしほう せいてい ひつようせい 合理的配慮の欠如も含め差別の定義を明確にする必要がある。なお、裁判規範性を有する差別禁止法の制定の必要性に</p>	

ついては、別途意見を述べることにする。

【大濱委員】

さべつ ていぎ しょうがいしゃきほんほう か こ
・差別の定義を障害者基本法に書き込むこと。
かくろん とく じんこうこきゅうきりようしゃ

(4) 各論その3：特に人工呼吸器利用者について

きん こういけいずいそんしょう じんこうこきゅうき しょう じゅうどしょうがいしゃ
○筋ジストロフィー、ALS、高位頸髄損傷などによって人工呼吸器を使用している重度障害者は、

じゅうぶん たいおう せんもんびょういん すく
・十分に対応してくれる専門病院が少ない。

じゅうぶん う
・リハビリも十分に受けられない。

としぶ ちほう はけん ひ う じぎょうしょ み
・都市部でも地方でも、ヘルパー派遣を引き受けてくれる事業所が見つからない。

いりょう ちいきせいかつ ふく そくめん igaい しょうがいしゃ くら こうへい と あつか
など、医療や地域生活を含むあらゆる側面で、(それ以外の障害者と比べても)公平な取り扱いがされていません。

じんこうこきゅうきしょうしゃ じゅうどしょうがいしゃ とく けんり しんがい しょうがいていど おも りゆう
⇒このように、人工呼吸器使用者をはじめとした重度障害者は特に権利が侵害されやすいので、障害程度が重いことを理由と

さべつ きんし きほんほう も こ かんが
した差別を禁止することについて、基本法に盛り込むべきだと考えます。

【小川委員】

じょうやく こくさいじんけんじょうやくじょう あたらしいがいねん と い ごうりてきはいりよ かなか かなら きてい
1. 条約に国際人権条約上「新しい概念」として取り入れられた「合理的配慮」にも関わることであり、必ず規定すべきである。

めいかく きてい じょうやく ぎろん なか だい じょう しょうがい もと さべつ ちよくせつさべつ かんせつさべつ ごうりてきはいりよ
2. 明確に規定すべきである。条約の議論の中で第2条の「障害に基づく差別」には、「直接差別」「間接差別」「合理的配慮
おこな るいけい はい せいふ おこな いけんこうかんかいとう とく いろん しょうがいこく
を行わないこと」の3類型が入ることについて、JDFと政府で行ってきた意見交換会等において特に異論はなく、また、諸外国の
さべつきんしほうせいど と い
差別禁止法制度にも取り入れられているところである。

じょうやくだい じょうとう きてい もとづ せつきよくてきさべつぜせいそち とくべつ そち さべつ あ むね きてい
3. 条約第4条等の規定に基づいて、「積極的差別是正措置」あるいは「特別の措置」は差別に当たらない旨の規定をすべきである。

【尾上委員】

さべつ ていぎ

3. 差別の定義

しょうがいしゃけんりじょうやく ひじゅん む こくない しょうがいしゃさべつきんしほう さくてい しょうがいしゃ

① 障害者権利条約の批准に向けて、国内でも障害者差別禁止法を策定し、障害者の

さべつてっばい けんりじつげん ほうせいび きてい しょうがいしゃきほんほう ばっぼんかいせい も こ
差別撤廃・権利実現のための法整備につながる規定を、障害者基本法の抜本改正で盛り込むことが
ひつよう
必要です。

うえ しょうがいしゃきほんほう ばっぼんかいせい さべつ ていぎ おこな ちよくせつさべつ かんせつさべつ
②その上で、障害者基本法の抜本改正においても、差別の定義を行い、「直接差別」「間接差別」、
ごうりてきはいりよ おこな るいけい ふく めいき ひつよう
「合理的配慮を行わないこと」の3類型が含まれることを明記することが必要です。

【尾上委員②】

けっかくじょうこう ほうせいど しょうへきじよきよ かだい ぶつり ほうせいど ぶんか じょうほう いしき よつ
欠格条項は法制度の障壁除去の課題として、「物理、法制度、文化・情報、意識」という四つの
しょうへき じよきよ しんちようきけいかく かか いらい せいふ とく
障壁の除去を新長期計画(1993)で掲げて以来、政府としても取り組まれてきたことです。

ほうりつ しょうがいしゃけっかくじょうこう げんざい のこ さべつきんし ていしよく てっばい
1. 法律に障害者欠格条項が現在も残されており差別禁止に抵触します。これらを撤廃する
さべつきんしほう もと ひょう
差別禁止法が求められています。→ 表 1 (略)

ほうりつ けっかくじょうこう じりき つうきん たんどく しょくむすいこう かつじいんさつぶん たいおう
2. 法律の欠格条項はなくとも、「自力で通勤し単独で職務遂行できる」「活字印刷文に対応で
じゅけんしかく もんぜんばらい しゅわつうやくしゃ はいりよ おこな しけん おうこう
きる」といった受験資格による門前払いや、手話通訳者をつけるなどの配慮を行わない試験が横行してい
しけん さべつ ひつよう ひょう しりょう
ます。そのような試験における差別をなくす必要があります。→ 表 2, 資料 (略)

ほうりつ けっかくじょうこう じゅけんしかく いりぐち もう いりぐち はい
3. 法律の欠格条項も、受験資格も、入口に設けられたバリアであり、入口のバリアをなくさなければ入
はい じゅうよう がっこう しょくば せいかつじょう かいじょ じょうほう
こともできませんが、入ってからのことも重要です。学校や職場や生活上の介助や情報アクセスを
ほしょう つうやく こじん せいど ひつよう
保障する通訳など、個人をトータルにサポートできる制度が必要で

うえ てん けっかくじょうこう てっばい とく かにてい で おお ひと けいけん
4. 上の3点は、いずれも、欠格条項の撤廃にむけて取り組む過程で出てきたことであり、多くの人の経験や
こえよ かだい しょうがいしゃせいどかいかくすいしんかいぎ ろんてん けんとうさぎょう なか いち
声が寄せられている課題です。障害者制度改革推進会議の論点・検討作業の中に位置づけることを
ていあん
提案します。

【川崎委員】

さべつ ていぎ さべつ ていぎ おもいます せいしんしょうがいしゃ ほごしゃせいど さべつほう
「差別の定義」差別の定義はあるべきだと思います。精神障害者には「保護者制度」という差別法があります。

おのうえいいんていしゆつしりょうひょう
尾上委員提出資料表
ひょう さんしょう
1、表 2 参照

きたのいん
【北野委員】

「障害者の権利と支援に関する基本法」の何処を改正すべきか①

第3条では、差別の一般的定義（直接差別・間接差別・合理的配慮欠如）を明確にし、各社会生活分野ごとの差別の定義と救済に関しては「障害者差別禁止法」に拠ることを明確にする。なお、2の「あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられる。」は「他の市民の同様に、あらゆる分野の活動に参加・参画する権利を有する。」に変える。

しんたにいん
【新谷委員】

3) 差別の定義については、3類型の定義規定を入れることが望ましいと考えます。

せきぐちいん
【関口委員】

- 差別の定義を規定するか
関口意見：規定すべきである。
- 規定する場合の差別の類型（3類型）についてどう考えるか
関口意見：米 国におけるアファーマティブアクションの果たした効果を想起すべきである
- 積極的差別是正措置への言及についてどう考えるか
関口意見：米 国におけるアファーマティブアクションの果たした効果を想起すべきである

たけしたにいん
【竹下委員】

- 障害者基本法の役割が不明確である。同法は、あくまでも行政（国または地方公共団体、以下同じ）の行う施策の指針となるためのものにすべきではないか。しかも、行政の施策を拘束するものでなければならない（努力義務では不十分）。
これに対し、国民及び事業団体（民間団体）の努力義務（責務）を基本法に定めることは妥当ではない。それらの義務は異質のものであるから、別途差別禁止法において規定されるべきである。
- 3条3項は差別禁止を規定しているが、法規規範性が曖昧である。それは基本法そのものの位置づけが不明確であることと、3条3項の規定内容が抽象的だからである。差別禁止規定は、あくまでも障害のある人の権利条約に沿って、別法（差別禁止法）においてより具体的に法規規範性を具備したものとして規定すべきである。

ひきまついん
【久松委員】

さべつ ていぎ

3. 差別の定義について

しょうがいしゃけんりじょうやく ていぎ もと ごうりてきはいりよ おこな さべつ めいかく
障害者権利条約の定義に基づき「合理的配慮」を行わないことは差別であることを明確にする
ひつよう
必要がある。

まついいん 【松井委員】

さべつ ていぎ 3. 差別の定義

きほんほう だい3じょう しょうがい りゆう さべつ きんし しょうがい りゆう さべつ ていぎ さべつ
基本法（第3条3）では、障害を理由とする差別は禁止されているが、障害を理由とする差別について定義されていないことや、差別を
うけたしょうがいしゃ くじょうじょうり きゅうさいそち きてい じっこうせい しょうがい りゆう さべつ ちよくせつさべつ かんせつ
受けた障害者の苦情処理や救済措置については規定されていないことから実効性がない。障害を理由とする差別には、直接差別、間接
さべつ ごうりてきはいりよ るいけい けんりじょうやく しょうがい もと さべつ ごうりてきはいりよ かんするていぎ だい2じょう
差別および合理的配慮をしないことの3類型があるとされるが、権利条約の「障害に基づく差別」や「合理的配慮」に関する定義（第2条）
さんこう しょうがい りゆう さべつ ていぎ しょうがいしゃ じじつじょう びようどう そくしん また たつせい
などを参考に、障害を理由とする差別について定義すること。また、この定義にあわせ、「障害者の事実上の平等を促進し、又は達成す
るために必要な特別の措置（積極的差別は正措置、たとえば、障害者雇用率制度など）は、差別ではない。」と規定することも必要と思われる。
せつきよくてきさべつせせいそち こうきゅうてき もくてき たつせい しだい はいし
ただし、こうした積極的差別は正措置は、恒久的なものではなく、その目的が達成され次第、廃止されるべきものである。

ごうりてきはいりよ しょうがいしゃ つうじょう きょういく のうりよくかいはつ こうよう ば たいとう さんか ふかけつ
とくに「合理的配慮」は、障害者が通常の教育や能力開発、および雇用の場などに対等に参加できるようにするために不可欠である
きょういく のうりよくかいはつきかん じぎょうぬし こうてききかん ふくむ たいしてしょうがいしゃ ごうりてきはいりよ ていきょう きむづける ここ
ことから、教育や能力開発機関、ならびに事業主（公的機関も含む。）に対して障害者への合理的配慮の提供を義務づけるとともに、個々
しょうがいしゃ ひつよう てきせつ ごうりてきはいりよ たいわりー ていきょう きょういく のうりよくかいはつきかん じぎょうぬし たいする
の障害者にとって必要かつ適切な合理的配慮がタイムリーに提供されるようにするため、教育・能力開発機関や事業主などに対する
ぎじゅつてき ざいせいてきしえん ていきょう きてい
技術的・財政的支援の提供を規定すること。

しょうがい りゆう さべつ かぶつたしょうがいしゃ くじょう もうしたてたり きゅうさい しゅくみ きほんほう きてい
なお、障害を理由とする差別を被った障害者が苦情を申し立てたり、その救済をうけられるような仕組みを基本法で規定することは
こんなん おもわれ しゅくみ べつとせいてい しょうがいしゃさべつきんしほう ほうかつてき じんけんようごほう ゆだねる てきとう
困難と思われるので、そうした仕組みづくりは、別途制定される障害者差別禁止法または包括的な人権擁護法に委ねるのが適当であろう。